

はじめに

このグループホーム・ケアホームガイドは、障がい者の地域生活移行を支援していく中で、住まいの確保が大きな課題となっていることから、グループホーム等情報提供体制検討会を立ち上げ、県北地域にあるグループホーム及びケアホームの協力を得ながら作成しました。

また、平成19年度に「社会資源マップ～福島県県北地域 精神保健福祉サービス～」を作成している障がい者相談・地域活動支援センター「ひびき」からも協力をいただくことができました。

障がいのある方が地域で生活するために、このガイドを有効に活用していただければ幸いです。

そして、もっともっと活用できる社会資源が増えていくことを強く願っています。



1 グループホーム(共同生活援助)とは、

〈利用対象者〉

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の支援が必要な障がい者の方。

〈サービス内容〉

夜間や休日、共同生活を営む住居において、生活等に関する相談及び助言、家事等の支援、日中活動先その他関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の支援を提供します。

2 ケアホーム(共同生活介護)とは、

〈利用対象者〉

地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援が必要な障がい者の方で、障害程度区分2以上の支給を受けた方。

〈サービス内容〉

夜間や休日、共同生活を営む住居において、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日中活動先その他関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の支援を提供します。

3 グループホーム・ケアホームの利用手続きについて

グループホーム及びケアホームは、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスです。

利用にあたっては、お住まいの市町村窓口に申請し、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けることが必要です。

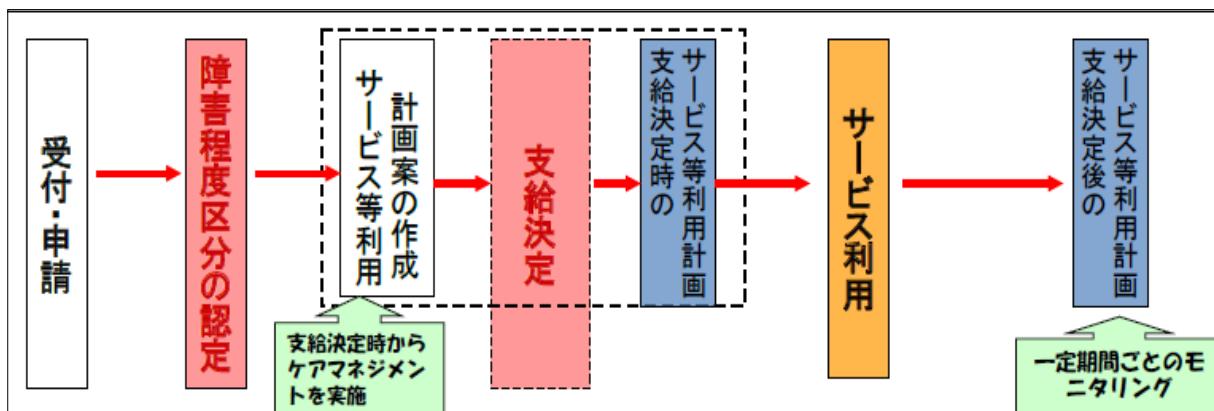
障害福祉サービスを利用する際には、サービス費がかかります。サービス費は一割負担(本人及び配偶者の収入に応じて、月ごとの負担上限額が設定されています。)ですが、家賃や水光熱費、食費等は実費負担となります。

利用希望者は、市町村障がい担当窓口又は、市町村から委託を受けた相談支援事業所に御相談ください。

委託相談支援事業所

委託市町村	障がい別	事業所名	所在地	電話番号
福島市	身体	福島市社会福祉協議会指定相談事業所	福島市森合町10-1	024-533-8890
	知的	清心荘指定相談支援事業所	福島市南沢又字水門下160-1	024-592-2020
	精神	相談支援センターひびき	福島市五月町1-15 陽光社ビル2F	024-522-6886
二本松市 本宮市 大玉村	身体 知的	福島県あだち地域相談センターあだたら	安達郡大玉村大山字狐森29-1	0243-48-3111
	精神	相談支援事業所にこにこふれあいセンター	二本松市安達ヶ原一丁目284-1	0243-22-7175
伊達市	身体 知的 精神	清心荘指定相談支援事業所	福島市南沢又字水門下160-1	024-592-2020
国見町	身体 知的 精神	相談支援センターひびき	福島市五月町1-15 陽光社ビル2F	024-522-6886
福島市 伊達市 桑折町 国見町 川俣町	身体 知的 精神	基幹相談支援センター（清心荘指定相談支援事業所）	福島市南沢又字水門下160-1	024-592-2025
二本松市 本宮市 大玉村	身体 知的 精神	基幹相談支援センター（福島県あだち地域相談センターあだたら）	安達郡大玉村大山字狐森29-1	0243-48-3111

〈グループホーム・ケアーホーム利用手続きの流れ〉



4 その他

(1)グループホーム・ケアホーム体験利用(平成21年4月～)について

障害者総合支援法に基づくグループホーム・ケアホームの定員内の空き室を活用して、長期間の施設入所や入院から地域生活への移行を希望している方、あるいは自宅からの自立生活を希望している方等を対象とした、体験的な利用が制度化されました。

年間の利用日数や一回の利用日数に制限がありますが、実際に障害者総合支援法に基づくグループホーム・ケアホームを利用することが可能です。

これまで施設や病院、家庭と離れて暮らす経験が無かった方にとって、グループホーム・ケアホームの体験利用は、とても有効な仕組みであると思われ、今後の積極的な活用が望されます。

(2)グループホーム・ケアホームの家賃助成(平成23年10月～)について

平成23年10月から、グループホーム・ケアホームの利用者(市町村民税課税世帯を除く)に対して、月額1万円を上限に家賃が助成されることになりました。

〈利用対象者〉

グループホーム・ケアホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

〈助成額〉

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限。

※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。・

※ 月の中途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

〈申込み方法〉

利用者が市町村窓口に申請することになります。

(3)相談支援事業所について

相談支援事業所は、障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供やサービス利用計画案の作成、関係機関との連携など必要な援助を行います。

グループホーム・ケアホームへの入居についての相談も行っています。

